

Title	研究発表會記事：フランコ憲法の思想的淵源と特質 大山正武
Sub Title	Reports of the research meeting
Author	中村, 洸(Nakamura, Kō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1952
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.25, No.2 (1952. 2) ,p.63- 64
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19520215-0063

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究發表會記事

昭和二十六年度第四回法學研究會

十二月十四日 午後三時三十分より 於第一會議室

フランコ憲法の思想的淵源と特質

法學部助手 大山 正 武君

人民の人民による人民のための政治の嵐に禍され、共和國憲法の時流に押されてかエスパニヤ憲法の研究は我國に於いて殆ど皆無の状態にある時、比較憲法の正しい認識と批判のために、論者は資料の乏しい中からフランコ憲法の思想的淵源と特質の研究を報告された。エスパニヤ基本法を形作る法典は Fuero de los Españoles (1945. 7. 17), Fuero des Trabajo (1938. 3. 9), 及びフランシスコ・フランの Loïs de creación des Cortis espagnoles (1946. 5. 9), Loi de Sucession à la direction de l'Etat (1947. 6. 8), Loi instituant un referendum national (1945. 10. 22) である。エスパニヤ國における國家形態がこれ等基本法からどのように構成され、基本法の思想的基盤と特質がどこにあるかを問題として提示された。

論者は先ず、主權は間接的に明文がないが國民主權を、政體は名目上王政を採用し、殊に政治の經濟に對する優位を擧げ、階級闘争否定の思想的な立場を考察された。即ち勞働憲章についてイタリヤのそ

れと比較して兩者の共通性を指摘され、更に勞働と結びついた協同體の基盤がイタリヤはコルポラチズムであるに反し、エスパニヤはサンジカリスムであると解され、而もフランスのサンジカリスムとは異なり政黨の推進する國民運動の一環としてエスパニヤのそれは精神主義、民族主義と條件的に構成されている點を特徴づけた。

更に組合について、從來の説の如く、サンジカーが職業的單一組合であり、コルポラシオンが混合形態であり、前者が非國家機關であるのに反し後者が國家機關であると云う建前をとる限り、エスパニヤの組合はその何れにも屬さないとされ、エスパニヤの縦斷組合 (sindicato vertical) は公法上の法人であると組合を説明し、コルポラシオンが動的であるより靜的、進歩的であるより保守的と云う批評はエスパニヤのそれにも妥當すると論じられた。

次いで論者は精神的民族的な面から、社會連帶の基調を基本法の諸條項に求め、殊に社會國家の規定、財産權行使の限界、自由權の留保の諸規定を解説し、これ等と共にカトリック教を國教と定め階級闘争否定の精神的裏付けを宗教に求めた上、民族統治の象徴をカトリックによる社會正義に設定された。かように經濟的なものより寧ろ精神主義的基調の下に王なき王國の法が堅持され、豫測の憲法に傳統的な民族意識をとどめる事は、一八七六年の王制憲法や一九三一年の共和國憲法と比較し、その類似性をあげる事によつて明らかにされると示唆された。

民主主義と經濟の結びつきの排除、精神的民族的傳統による社會正義の實現、國民と政府機關の交渉中間團體としての黨の形成と、國民は黨を通じて統一體を構成する事、及び必要な場合の國民の自

研究發表會記事

由權の停止等を強調して報告とされた。

發表後種々質問が交換されたが、法律的な面から基本法と基本法以外の法令との關係の明示、基本法内容の系統的分析を報告者に希望し、憲法問題について法律論と政治論は方法的に限界を意識し兩者の混同は避けられるべき態度が質問者に望まれる。

(中村泐記)